

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第64号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市下北手児童センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。